

こどもの夢をかなえる

母子父子寡婦福祉資金の あらまし

(修学資金:就学支度資金)

【このあらましは、必ず、お子さんと一緒に目を通しておいってください。】

□この貸付金は、以下の目的のために利用しなければなりません。

修学資金	・高等学校以上に通学するために必要とする<u>授業料、教材費、交通費等の費用</u>として貸付ける資金です。 ・修学期間中、年4回(4月、7月、10月、1月の末日)に分けて、<u>継続的に</u>貸付けます。 (第1回目は、令和8年4月30日に、4月～6月の3ヶ月分を貸付予定)
就学支度資金	・高等学校、専門学校、大学等に入学するために必要とする<u>入学金及び被服、履物等の購入等に要する費用</u>として貸付ける資金です。 ・入学時に<u>1回に限り</u>貸付けます。 (令和8年3月31日に貸付予定。4月30日の場合もあります。)

- この制度における修学資金は、日本学生支援機構の奨学金と同様の趣旨のものです。したがって、日本学生支援機構の奨学金制度(貸与型)や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)と重複して貸付けを受けることはできません。重複して申請した場合、両方とも借りられなくなることがあります。
- 高等教育の修学支援新制度による支援(日本学生支援機構による給付型奨学金、大学による授業料減免等)との調整

【対象の学校種別】大学・短大・専門学校・高等専門学校(高校・大学院は対象外)

高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金を受給した場合や、授業料又は入学金の減免を受けた場合は、当貸付金の支援内容が重複するため、貸付金限度額が減額される可能性があります。

また、修学資金、就学支度資金の貸付けを受けた後に、給付型奨学金の受給、授業料又は入学金の減免を受けた場合は、貸付けを受けた額から必要額を返納していただきます。なお、返納が生じる場合は、その後の貸付金の減額や貸付停止となる可能性があります。

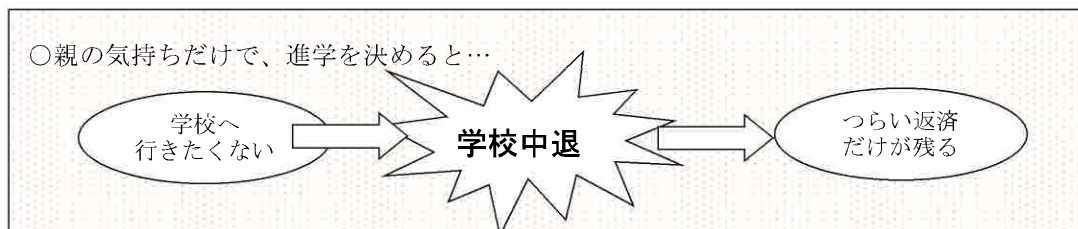
※詳細については、県東部健康福祉センターへお問い合わせください。

1 母子父子寡婦福祉資金を借りるための準備をしましょう。

＜申請する前に用意しておくこと＞

①お子さんと進路の話し合い

お子さんが学校へ行く目的以外に、この貸付金を利用することはできません。
また、返済のことを考えると、安易な気持ちでお金を借りることは大変危険です。



学校の入学案内等をお子さんと一緒に読んで、よく話し合いましょう。
また、具体的に費用がいくらかかるのか、きちんと計算しましょう。

②返済する意思と能力

貸付金を借りると、親だけでなく、お子さんも「連帯借受人」として貸付金返済の義務を負います。この貸付金は返済金とともに循環していますので、「返済が滞ると次に借りる方が借りられない」ということにつながります。そのため、『返済する意思と能力』が欠ける方には、貸付けることができません。

③身元確認者

貸付金を借りるためには、身元確認者が必要です。

身元確認者の条件	①あなた方と常に連絡を保ち、修学や返済の助言・指導をしてくれる方 ②現在も将来も同じ県内に住むことが見込まれる方で、同居していない方 ③65歳未満の方 ④3親等以内の親族が望ましい ⑤市町村民税の滞納等がない方
----------	---

※貸付及び返済中には、県から身元確認者へ直接連絡をとる場合があります。

④その他

貸付できる場合でも、実際に貸付金が振り込まれるのは、3月末または4月末です。
学校への入学金・学費は、合格次第すぐに納付するよう求められますので、貸付金が振り込まれるまでは、ご自分で入学金・学費を用意する必要があります。

2 借りるための手続き

STEP①申請書類の入手と準備

【用意する書類】 ※貸付申請書類は市町の児童福祉担当窓口で入手してください。

①貸付申請書、個人番号届と個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等） ②貸付金請求書 ③貸付金振替口座申出書（資金振込用）と通帳コピー（銀行・支店名、口座番号、名義（カナ）が確認可能） ④一括交付申請書 ⑤情報提供同意書、領収書省略同意書 ⑥家庭状況届出書 ⑦誓約書 ⑧身元確認者調書 ⑨返済用預金口座振替依頼書（銀行で手続きしたもの）と通帳コピー（銀行・支店名、口座番号、名義（カナ）が確認可能） ⑩戸籍謄本 ⑪世帯全員の住民票（本籍地が記載されたもの） ⑫身元確認者の住民票（本籍地が記載されたもの） ⑬母（又は父）と子の印鑑証明書（各1通ずつ） ⑭母（又は父）の年収が分かる書類（源泉徴収票又は所得証明書等） ⑮学校からの入学案内等、入学金や学費がわかる資料 ※その他、医師の診断書・求職活動支援機関等利用証明書・税金等の滞納分の支払確約書等の書類が必要な場合があります。

※親子面接の実施日と時間を、市町児童福祉担当窓口で相談してください。

STEP②母子（父子）面接

母（父）と子、県及び『母子父子福祉協力員』による母子（父子）面接を行います。

<母子父子福祉協力員とは？>

母子父子福祉協力員は、社会的信望があり、ひとり親家庭に対する理解のある方で、日ごろからあなたの身近において母子（父子）家庭の生活援護に献身的に携わっています。この貸付制度において、あなたや行政へのよきアドバイザーとして活躍しています。

STEP③貸付申請書の提出

母子（父子）面接が終了後、市町児童福祉担当窓口申請書類を提出します。

書類に不備がある場合は再提出が必要となり、不備が改善されなければ申請自体が受け付けられない場合もありますので、担当者の指示をよく聞いてください。

STEP④入学試験結果の連絡

不合格の場合は、当然ながら借りることはできません。

試験の結果が発表されたら、直ちに静岡県東部健康福祉センターと市町児童福祉担当窓口へ伝えるとともに、当日中に合格証書のコピーを市町児童福祉担当窓口へ提出してください。また、併願している場合には、どちらに進学するかを伝えることも忘れないでください。

STEP⑤貸付審査と貸付決定

提出された申請書類は、県が実施する貸付審査会において、十分な審議を経た後に、貸付けの適否が決定されます。

申請しても、全く借りられない場合や、希望の金額の一部しか借りられないこともあります。そのような場合の資金計画をよく考えておきましょう。

STEP⑥借用書の提出

貸付が決定すると、県から貸付決定通知書と「借用書」が送られてきます。

（貸付ができない場合も、その旨の通知が郵送されます。）

「借用書」の内容を確認したら、①母又は父（借受人）②こども（連帯借受人）が自分で署名し実印を押印して、直ちに、静岡県東部健康福祉センターへ返送してください。

借用書は、県からの書類到着後数日以内に提出しなければなりません。

提出が遅れた場合は、貸付を受けることはできません。

STEP⑦指定口座への振込

「借用書」の提出後、県はあなたが指定する口座に貸付金を振り込みます。

以下は、振込時期の予定であり、都合により変更されることもあります。

<就学支度資金> 令和8年3月31日に一括振込（4月30日の場合もあり。）

<修学資金> 令和8年4月30日に3ヶ月分の振込。以後、7月、10月、1月の末日。（末日が銀行休業日の場合はその前営業日。）

STEP⑧在学証明書の提出

令和8年4月になりましたら、直ちに在学証明書を市町児童福祉担当窓口に提出してください。在学証明書は学校の事務室などで発行してもらうことができます。

3 借っている間にやらなければならないこと

① 在学証明書の提出

毎年4月になりましたら、直ちに新学年の在学証明書を市町児童福祉担当窓口に出してください。提出がない場合には、貸付けを終了します。

また、学校を退学・休学した場合は、直ちに静岡県東部健康福祉センターに連絡してください。

②住所変更等異動の連絡

住所・氏名・電話番号・口座等を変更する際には、必ず、静岡県東部健康福祉センターに連絡してください。

4 返済が始まると

返済は、学校を卒業してから6か月経過した後から始まります。

毎月末(末日が銀行休業日の場合はその前営業日)に口座から所要額を引き落としします。皆様が毎月返済する資金が次の借受希望者の大切な財源となります。皆様のお子さんと同じように、多くのお子さんが希望の学校へ進学できますよう、必ず返済してください。

また、修学資金・就学支度資金には原則として利子は付きませんが、返済が遅れた場合は、年3%の違約金(延滞金)が付きます。

生活の変化等で返済が難しくなりそうな場合は、お早めにご相談ください。
滞納額が増えると法律事務所を通じて催告を行うこともあります。

<問い合わせ先>

静岡県東部健康福祉センター 福祉課

〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3 Tel : 055-920-2075

e-mail:kftoubu-fukushi@pref.shizuoka.^{エルジー}l g.jp

※メールアドレスはこちらのQRコードで読み取れます。

